

議会改革特別委員会会議録

[平成22年 5月18日開催]

南あわじ市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成22年 5月18日
午後 1時30分 開会
午後 4時20分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	熊 田 司
委 員	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	柏 木 剛
委 員	阿 部 計 一
委 員	楠 和 廣
委 員	森 上 祐 治
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	川 上 命

欠席委員

なし

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

II. 会議に付した事件

1. 委員の補充について.....	3
2. 前回委員会での調査結果について.....	4
3. 重点検討項目について.....	4
4. 調査の作業分担について.....	2 9
5. その他.....	3 4

III. 会議録

議会改革特別委員会

平成22年 5月18日(火)

(開会 午後 1時30分)

(閉会 午後 4時20分)

○原口育大委員長 こんにちは。

ただ今より、第5回の議会改革特別委員会を開会させていただきます。

暑い中、出席いただきまして、本当にありがとうございます。

クールビズにはちょっと早いのですが、上着とネクタイについては、今回は着用自由ということでやらせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは次第に沿いまして、まず委員の補充ということで、今回から欠員になっておりました3名の委員について、議長のほうで補充をしていただきました。

その経過についての報告を議会運営委員会の委員長であります、森上委員が出席していただいておりますので、報告をお願いしたいと思います。

○森上祐治委員 今、委員長のご指名がございましたので、昨日の議会運営委員会で確認したことを報告申し上げたいと思います。

ご承知のように、12月議会で発足しました新しい議会改革特別委員会でございますけれども、9名の定員で2名を欠員と、1名がずっと欠席されているという、実質3名の欠員状況で進んできたのですが、議長がいろいろ骨折っていただいて、そのへんの補充について動いてくれておりました。

ご承知のように、前々回の議運等ですと、全協でも、とにかく早く補充をせんかいなというような動きがございまして、議長がそれぞれの会派を回って追加の応募について、要請をさせておりました。

その結果、昨日、議運で3名の欠員が補充されました。

今日ご出席の私の横から言いましたら、柏木議員、楠議員、出田議員の3名でございます。

議会運営委員会としましては、この件については、もちろん承認しまして、現在議会閉会中でございますので、次期議会で報告していただくというような運びになっております。

以上でございます。

○原口育大委員長 ありがとうございます。

今、閉会中ということで、議長よりの指名で3名の方の補充をいただきました。

今、お名前挙がりしましたが、正道・無所属クラブから楠和廣委員、ゆづるはクラブから柏木剛委員、出田裕重委員が追加になっております。

委員の席なんですけど、今、仮に座っていただいておりますが、委員席の指定について、お

諮りしたいのですが、いかがですか。

今座っていただいている席でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 それではそのとおりにさせていただきます。

それでは、1番終わりますして、2番目の前回委員会での調査結果についてというところに移ります。

資料を用意していただいておりますが、まず視察報告書につきまして、出していただいております。これ前回も見ていただいたんですが、あと各委員からの意見等という欄について、あれば出してくださいということをお願いしております、阿部委員、熊田委員、谷口委員、蛭子委員、森上委員からそれぞれ提出をいただきましたので、掲載をさせていただきます。これで報告書として提出したいと思っております。

次に前回での重点事項等を審査したわけですが、今回委員として新しく補充されて入っていただいた方もおりますので、その辺もおさらいも含めて確認をしていきたいというふうに思っております。

資料的には今回は、議会改革の体系表と議会運営等の分類にしたものですね。検討結果について黄色で示したものの表。それと3月時点で確定したものは水色で表示した表を出しております。その辺を見ながら検討いただきたいと思うのですが。

まず、議長交際費について、ホームページでの公開は4月から実施するという事で前回、全協のほうで確認いただいておりますけれども、実際に今、市のホームページの議会のホームページの中で、アップされております。

これはコピーを出してもらっていますか。パソコンの画面のコピーは出ていますか。見いただいているかも分からないのですが、公開方法について、また後で出ますかね。ホームページの画面、出していただければと思います。

議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 後で配布させていただきます。

○原口育大委員長 それぞれ月ごとに支出基準の明確化、誤解を招かないような説明という部分がありましたので、そういう部分につきましては、できておるといふに私自身は思いました。また後でホームページの画面の資料を見ていただいて、確認をお願いしたいと思います。

それと、次に政務調査費収支報告等のホームページ、議会だよりでの掲載の様式について、条例改正を議会運営委員会で行っていただくのに対して、慎重にという意見があった

ということで、その際、細則とか、項目、手順をしっかりと確認してから、必要な条例改正をするようにというふうな議会運営委員会からの意見がありまして、再度委員会で前回検討いたしまして、今回改正案、細則等につきまして、資料を出していただいております。

これを見ていただいて、資料としましては、南あわじ市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例、それとそれの施行規則の一部を改正する規則。それと実際の様式ですね、収支報告の様式につきまして、資料として今出しております。

こういったかたちで再度、今回確認いただいた上で、再度議運のほうに、おまかせしたいというふうに思っております。

この件に関して、お気づきの点ありますでしょうか。

この件に関して、若干事務局で説明いただくようなことありますでしょうか。この資料の見方等について、ありますか。

議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） そしたら政務調査費の交付に関する公開に関しての資料の説明をさせていただきます。

前回の委員会で、議会運営委員会で発委をしてもらうことになっております政務調査費の交付に関する条例の一部改正案、それと施行規則の一部改正案のほうを今日の委員会に配布するよにということでありましたので、その改正案のほうを配布させてもらっております。

政務調査費の交付に関する条例の一部改正につきましては、閲覧用の書類を作成しておきまして、閲覧に来た方に、その閲覧用の書類を見ていただくということで、条例の一部改正を行っております。

施行規則の改正につきましては、閲覧する場合の決めごとです。そういうことを決めております。例えば閲覧できるのは収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して、30日を経過する日の翌日から閲覧することができます。それから閲覧は議長の指定する場所で執務時間中にするという、閲覧に関する細かい規定を決めております。

その次に、政務調査費の収支状況一覧案ということで、添付しております。

それともう1つ、政務調査費の収支報告書ということで、こちらのほう、会派ごとの収支報告書になります。それを添付させてもらっております。

先に添付しております一覧表については、議会だよりのほうに掲載するというので、委員会のほうで、決定しております。

2枚目の会派ごとの収支報告書につきましては、議会のホームページで、ここで事務局のほうで、それぞれ提出された収支報告書から必要事項を記入しまして、ホームページに掲載するというようなこととなります。

以上です。

○原口育大委員長　　今、説明がありました。このような様式で議会運営委員会のほうに再度お渡しして、必要な条例改正を行っていただきたいというふうに思いますが、何かありますでしょうか。

森上委員。

○森上祐治委員　　この件は問題ないのですが、今回、我々ここで審議云々というのは場違いかも分からないのですが、この政務調査費ね。

私たちの会派で、4月当初に5月1日付けだったかな、会派で市民向けの広報紙を作りました。そのときに会派としていろいろと検討して、事務局にも相談して、これで問題なかろうということで、発行したんですが、その後、事務局のほうで勉強されてですね、研修とか行かれてね、どうも聞いていたら、この辺問題出てくる可能性があるぞということで、我々としても、これは万全を喫してしないとイケないなということで、かなり、これは抵触する部分は政務調査費を使ったらいかんということでさせていただきました。

実質、政務調査費で全額いけるところを、半分以上を個人負担でなってしまったと。それはそれでごちゃごちゃ文句を言わないけども、今後そういうことになったときにね、今はいいんやけども、後から調べよったら、あれもよく似た問題かと思うんやけどね。よかれと思ってやっておったと。いわゆるいろんな審議会とか要綱でやっておったのが、本来は条例でせんといかんもんやと。今まで分からなくてやってたんよな。

今、意見が出てきている当然のことなんですけども、今回も我々指摘されたらそれに従わざるを得ない。分かっている以上はね。法的に問題がある以上はそういう違法行為ができないと。そんなとき、再三またあったら弱るなあという思いを持っておりますので、今後そういうことがないように極力よろしくお願ひしたいと思ひます。

○原口育大委員長　　今の件については、机上配布されていた新聞、丁度あったと思うのですが、最新号にあったと思うのですが、2月か3月に行った議会事務局の研修報告の中に、政務調査費の判例とかをまとめて、うまく書いてくれていましたけども、たぶんそれに出席されて、新しい知識を得られたのかなと思うのですが、そこを見ていましたら、そういう政治活動であったり、そういう縦分けをきっちりされていたなと思ひました。

やはりそういう研修を重ねることによって、議会事務局の方も、やはり改善されて行っているなという実感を私も思ひました。

やはりそれはご指摘のあったとおりに、厳格にというか、適正に少しでもそういう新しい知見があれば、それに沿って変わっていくべきものだと思いますので、お互いに十分今から勉強しながらそういった政務調査費の活用にあたっては注意していきたいと思ひますし、事務局にもいろいろ、今後ともご相談申し上げていきたいと思ひます。

谷口委員。

○谷口博文委員 関連でちょっと確認ですけども、政治活動で、選挙の事前運動等々その当たりが抵触というか、いろんな政治活動と選挙の事前運動等の色分けが若干、それぞれ私自身も理解しているつもりなんですけど、会派だよりというのは、政治団体的な登録をしていないような場合は、事前運動ととらえられるという認識でおるのですが、そのあたりは、事務局の判断というのはどういう判断なんですか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 政務調査費については、先般も各会派の会計責任者を中心にできるだけ多くの方に聞いていただいていた、いろいろ説明させていただきながら、意見交換をさせていただいたんですが、その中で、基本はあくまでも政治活動とか、議員個人とか、そういう部分でなしに、やはり会派としての政務調査に要した経費ということが基本にあるわけです。

そこからはみ出ていった分、なかなか難しい部分があります。

当然、いろんな他市で住民監査請求なりが起きて、それで住民訴訟になっていっているケースがけっこうあります。

当然、裁判で決着がつくわけですが、それらの判例が結構出ております。そんな中で照らし合わせてどうかなと。やっぱり基本は会派の政務調査費ということでございますので、それらについて関連する分、個人的な分、議会の活動の分、そんな部分については、政務調査ではないので、そこらへんを照らし合わせていったら結局こういったかたちで処理せざるを得ないのかなあとということが結構出てきています。

そんな関係でできればその時にも話をしていたと思うのですが、やはり会派の広報といったかたちになりますと、そういう部分もありますので、政務調査でどっか行政視察へ行かれるということもあります。

そんな部分について、できるだけ事前にこういったかたちで発行するんやというものを事務局でご相談していただければありがたいかなと思います。今後そういうことでよろしくをお願いします。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も政治団体の届け出というか、谷口博文後援会事務所ということで、政治団体に届け出していて、そういう後援会でそういうような広報紙の発行というのは違法性はないと思うんよね。議会からの市政報告というもので。

会派で政治団体の届け出をしていなくて、個人個人はしていると思うけども、会派で政治団体の届け出をしていなくて、ああいう政務調査費を使つての発行というのは、私は前々からあるというような認識で、うちのほうの正道クラブはしていませんが、そのあたりが今回、ある程度グレーゾーンであるというような判断でやられているということやね。

○原口育大委員長　　違います。
　　議会事務局長。

○議会事務局長（渚本幸男）　　会派で政務調査費を活用して、広報に出すということと、議員さんそれぞれ個人が書物を出すというのとは違いますので、それは公職選挙法のからみになります。

あくまでも政務調査費。これはあくまでも市から補助金が出ている政務調査活動、そういった部分の内容によってどうこうということが出てきますので。政務調査費を活用せずに個人で出されるという部分については、なんら問題ありません。

○原口育大委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　政務調査費を使わずに会派でああいう広報紙の発行というのは、何ら違法性がないということよね。

○原口育大委員長　　議会事務局長。

○議会事務局長（渚本幸男）　　ただ公職選挙法のからみがあるので、選挙の事前活動とか、そういった部分もあるかと思しますので、そこら辺は公職選挙法に則って、適正にやられるということが大事ななというように思います。

○原口育大委員長　　政治活動と議会活動ときっちり分けないといけないと思います。
　　阿部委員。

○阿部計一委員　　今日初めてお聞きしたのですが、以前もゆづるはさんが、ああいうかたちで政務調査費を使ってやること自体は、私自身、個人的には疑義があるのではないかということで、うちらで問題になったんですが。

そういうことを、うちはやらないほうがいいのかということでやめたんですが、今お聞きするところによりますと、それはもうやめたんですか。政務調査費を使ってやる

ことについては。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 内容的に4分の3政務調査の経費としてなじまないということで、個人負担にしました。4分の3。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 当初は政務調査費でやられるということでやったんでしょ。そういうふうになったというのは今日、初めて聞いたのですが。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 結果的に政務調査の報告は4分の1適用ということであげさせてもらいました。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時55分)

(再開 午後 2時17分)

○原口育大委員長 再開します。
柏木委員。

○柏木 剛委員 事務局が作った文章で確認なんですが、最後の2つサンプルがあるんですが、今お聞きすると、最初の方、政務調査費収支状況一覧表。会派別の交付額と執行額、これが議会だよりに載せると。次に会派別のものがホームページに載せるということですね。

○原口育大委員長 議会事務局次長。

○議会事務局次長(阿閉裕美) そうです。

これについては、前の22年3月に議員協議会のところで報告をしまして、ホームペー

ジに掲載するということが決まっています。その中でどういうかたちで掲載するかということで、こういう様式を作っております。

先の一覧表、収支状況一覧表については、議会だよりの方で掲載するという事になっておまして、2枚目の政務調査費収支報告書につきましては、会派ごとの収支報告書を提出していただいたら事務局のほうで、この様式の中で当てはめていきます。作成して議会のホームページに掲載するという事になります。

○原口育大委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 それは分かったんですが、条例の中で閲覧の話がありますよね。閲覧というのはこういうことを持って閲覧ということになってはいないですよね。

請求があれば閲覧できるという意味は。

○原口育大委員長 議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） ホームページなり、議会だよりに掲載するについては、特に規定は作っておりません。この様式ですということになっております。

ただホームページなり、議会だよりに掲載した場合、また収支報告書の明細書の方ですね、領収書等とか、詳しいそういう資料を見たいという方も出てくるかもわかりません。あると思います。

その場合、現在の条例のままでしたら、開示請求をしていただいて、その後、見ていただくというかたちになるので、一回開示請求を出してもらって、しばらく日がたって、ようやく開示できるというようなことになって、時間がかかります。

今回条例改正して閲覧用の書類を作成した場合、開示請求しなくても議会のほうに来ていただいて、申し出していただいたら、この書類を閲覧することはすぐに閲覧することができるようにするという事で、こういうふうな条例改正のほうをしております。

ですからホームページ、議会だよりに載せるための条例改正ではありません。それに関連した部分での条例改正となっております。

○原口育大委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 よく分かったんですが、おそらくこういうのを見たときに、中身を見たいという話が出てくると思うのですが、どこまで開示するのですか。

○原口育大委員長 議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 収支報告で提出されたものについては開示することになってきますけども、条例改正の第15条の第1項の2行目を見ていただいたら分かりますけども、情報公開条例の第7条に規定する不開示情報が記録されている部分を除いてということで、個人情報の部分は塗りつぶして分からないようにして開示するということになっております。

○原口育大委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 また後で細かいことは確認しますので、結構です。

○原口育大委員長 それでは条例の改正の部分と視察報告の分は、今、見ていただいたようなかたちで処理をしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○原口育大委員長 それでは体系表の中にですね、前回からの全協等で出た意見の中で住民投票等の要望がありましたので、この体系表は初めての方もおられますので、番号を振っております。

検討項目が1が議会運営、2が市民参加、3が議会の基本的事項、4がその他としていますが、コード番号みたいなかたちで見やすいようにということで、例えば2の市民参加の、1の市民との連携の、4の住民投票、というようなかたちで、2の1の4で住民投票というふうな標記を別の表ではするようにしていますので、今後そういった見方をしてほしいなと思っております。

追加したものとして、2の1の4で住民投票。それと3の7の4、議会の基本的事項、議会事務局の中で、事務局の外部委託、共同設置についてという部分を追加いたしました。

これもそこへ来たときには検討したいというふうに思っております。

それでは今回新しく委員が入られたということで、前回、通年議会について、あるいは執行部の反問権について、議員間の自由討議について、議場へのパソコンの持ち込み等について、前回協議をいただきまして、ある程度の結論を出しておりますが、そのことについて、新しい人にもおさらいをしてから、今回の新しい重点項目、検討項目に入りたいと思っております。

30分まで暫時休憩をしたいと思います。

再開後はそれから入りたいと思います。

(休憩 午後 2時23分)

(再開 午後 2時45分)

○原口育大委員長 再開します。

休憩前にお伝えしましたが、新しい委員さんが入られたということで、前回、議会運営の中の本会議の運営、委員会の運営、本会議の運営について、1の1の2、3、4、5について、前回は議論いたしました。

その結果、お手元の資料、黄色とか色分けした資料にあるわけですが、まず1の1の2、通年議会については、通年議会にしない。ただ専決処分については、よくしっかりと検討しなくてはならないという検討結果でありました。

1の1の3。執行部への反問権の保障については、今期委員会で検討を行うということで結果は出ていません。

1の1の4の議員間の自由討議についても同様であります。

1の1の6の議場へのパソコンの持ち込みについては、認めないと。議会の規則通りに運用するという結論であったかと思えます。

ただ今回、本日案内してありますのは、議会運営の中の委員会の運営。その中での5、6、7ですけれども、やはり自由討議とか、反問権とか、それぞれ密接に関係があると思えます。本会議なのか委員会なのかということもあるわけですが、関係しておると思えますので、それぞれの項目、今からやるわけですが、ある程度行きつ戻りつの議論になってしまうのはやむをえないのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

一点、私気になっておりますのは、専決処分についてですが、今回もあるわけですが、専決処分ということについては自治法の中で、専決処分が可能になるのは、はっきりとした要件が定められておって、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに限定されるというふうに、限定的な規定があるわけです。

そこらへんが前回、阿部委員からも専決については慎重にしないといけないというご指摘がありました。そのとおりで思っています。

これも今後、専決処分がいろいろ出てくる中での検討ではあると思うのですが、通年議会にしないということにしていますが、極端なことを言えば、執行部が勝手に判断をして、時間的余裕がないという理由で専決処分を、もしいっぱい出してきたのであれば、これはちょっと改革委員会としても、本旨から外れてしまうのではという懸念を私自身は持っています。そういうこともまた議論を深めていただいて、そういうことにならないようにきっちりと専決処分の要件を守っていただくということも議会改革の中で議論しておかないといけないのではと思ったりもしております。

ということで、本日の重点検討項目についての項へ移っていきたいと思うのですが、今

日は3つ挙げています。

体系の番号で行きますと、資料1枚めくっていただいたら、1の2の5ですね。常任委員会、特別委員会のあり方の中の1の2の5で、委員会の政策形成過程への積極的関与。それと1の2の6、委員会での自由討議と意見表明。1の2の7、所管事務調査における質問事項の通告としております。

これらはそれぞれ委員会を運営するうえで、大事なことだというふうに思っておりまして、1つ1つ議論したいのですが、これも相互に関係があることかなあと思ったりしています。

その中で、一応資料として、別紙で自治法の121条の条文を出していただいています。これについては、この前、江藤先生の講演の中にもあったわけですが、普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、または公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員、その他法律に基づく委員会の代表者、または委員、並びにその委任または嘱託を受けたものは議会に審議に必要な説明のため、議長から出席を求められたときは、議場に出席しなくてはならないというふうにあるわけですし、これでそういう委員会なり本会議で説明に出していただいているということになっておるかと思えます。

その辺を念頭に置いていただいて、議論を進めていきたいというふうに思います。

まず重点検討項目に挙げました3つに関して、ある程度一括していきたいと思うのですが、何かありませんか。

もちろん委員会での自由討議とかいう部分については、前回、本会議での自由討議なり反問権の話なりもある程度議論して、委員会の中でもまた出てくるのでということで、送っていますので、そういうことにさかのぼっての意見でも結構です。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　今日の1番の委員会の政策形成過程への積極的関与ということは、各常任委員会として、執行部の政策形成過程へ積極的に関与するべきである。その方法論という問題意識だと理解していいのでしょうか。

○原口育大委員長　この項目は一応、事務局が提案してくれていたのですが、私なりの解釈では、常任委員会の議案に対する審査権。それと所管事務調査権。その辺の議論の仕方の中で政策形成的な議論ができるような議会にしていこうという思いで、出てきているのかなあと私は思っているんです。

議会事務局の意見をちょっと聞きたいと思います。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） この件については、以前から全体的な部分では出てきておったんですが、この委員会の中でということに絞ってなんですが、これは議会の特に、閉会中の委員会でありますと、いろんな調査項目を決めて調査をしています。

それは項目を絞って深く調査をしてその結果、執行部なりの方へ、その政策の提言をしていくというのが本来の目的です。

そういうことであるわけなんです。それを積極的に進めていくなかで、委員会のあり方という部分にも繋がってくるかと思うのですが、そういった部分で、やはり自由討議なり、しながら1つの目的を持って政策提言までやっていくんやという、その部分が必要ではないかなあということで、本来の目的を、ある意味挙げさせてもらっている部分もございませう。そんなことでお願いしたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 つまり現状の政策形成過程に関与するというよりは、議員提案の能力アップと。議員としての政策提案の能力をいろんな形はあると思うのですが、そういう能力、資質向上というか、議会としての能力向上、政策提案能力をもっと持つような内容を検討するという思いと理解する訳ですが。非常にいいことだろうと。ただ例えば予算を伴う話になると、予算の提案権はなかなかないわけですが、しかし委員会としての提言であったり、意見書であったりという表現方法というのは現状でも認められていると思うのですが、具体的に政策能力、提言能力を向上させるといったときに、どんな例が考えられるのでしょうか。

○原口育大委員長 事務局にどんどん提案していただくという委員会ではないと思っ
ていまして。ここでもしあれば。

今言われたことも重要な議題だと思います。それぞれ議員相互でそういうことも出し合っていたらいいと思いますし、もし事務局で今蛭子委員が問われたような事例があれば出していただければと思うのですが。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 政策の事例というのでなしに、手法として、伊賀市なんかではこういった委員会、それと全体会の、議員懇談会のようなかたちの一つのテーマに絞って、そこで意見交換しながら最終的には提言していくというようなやり方をしています。

いろんな提言というか、調査研究するテーマは当然あると思うのですが、手法としてはそういったかたちで、事例的にはされているということです。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私の思いとしましては、執行部としては、例えば話題の附属機関でいろいろ学識経験者であったり、いろいろ専門の知識を持っている方々、それを味方にするというか、報酬を払ってそういういろんな広範囲の方々の声を聞くということは保証されていますよね。

しかし議会は政務調査費ということで、範囲で、あるわけですが、そういう執行部と議会の持っている権限であったり、財源的な能力であったり、大きな開きがあると。

とすれば、例えばそういう提言をする審議会の会議録であったり、ということ参考にしながら、我々としての執行部とは違う角度から提案していくというようなことも可能にはなるのかなあと。

市の持っている財産を議会として活用するということができるればね、立場が変われば同じものの見方も、同じ事の見方も変わってくると思うんですね。執行部の立場から見た場合と、議会から見た場合と多少違うかも分からない。

そういう市の持っている財産を共有するということができるれば、政策提案というのも、委員会としても深まるのかなという思いを持っているわけですが、そんなようなこともひとつ考慮してみてはどうでしょうか。

○原口育大委員長 専門的知見の活用とか、そういうのを委員会で置けるようになっていきますし、それは議会の中であると思いますし、そういうことも議論されたらいいのかなと。参考人であったり。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから当然そういうこともできるんですが、市としてですね、予算を組んで、審議会なりいろいろやっているわけですよ。附属機関ということで、政策形成の中で特別のお金を使ってやっているわけですから、そういうのを議会として共有しながら参考にしながらやるということも当然、自分たちも独自でやるわけですが、そういうことも可能な道を開いておくということは必要なことではないかという思いです。

○原口育大委員長 所管事務調査の中でそういうことは委員会の権限として当然あると思うのですが、その辺、事務局いかがでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう一つ言えばね、例えば会議記録でも非公開というのが結構あるん

ですよ。政策形成というのが見えない部分というのがあるんですね。

あるいは所内の会議、部局内の会議、こういったものもそれはやられるんですが、そういうのを公開している自治体もありますが、部局内の政策形成過程というのが公開しないという自治体もあります。それを公開するという自治体もあるんですね。そういった点での議論というのにも必要ではないのかと。

今のままで言えば「非公開ですから」と終わってしまうケースが多いんですね。そのあたりどう考えるかという問題があるかと思うのですが。

○原口育大委員長 もうちょっと勉強しないといけないのですが、政務調査、所管事務の権限がどういうものかという部分も十分今からお互いにですね、勉強させていただいた中で、今蛭子委員が言われたようなことも当然、検討項目に挙がるのかなあというふうに思うのですが、その辺、何かありますか。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） どういうことなんですかね。執行部、行政機関のほうで、いろんな附属機関があると。その中の会合の会議録というか、そういう部分の公開度を高めていただいたらそういうことが可能になってくるという、そういうことなんですかね。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 当然そういうこともあると思います。

それと附属機関というのは広く市民の方ですよ、附属機関でない、所内部局内の会議というのがあるんですね。職員だけで構成する会議。

それは例えば事業仕分けであったわけですが、そういう予算化をする上でも公開でやってしまうことがありましたよね。議員主導ということで。

これ新しい流れとして国会の方でやっている。しかしそこまで踏み込んでやる事業仕分けみたいなことは、地方議会ではまだまだ例がないと。そこにはやはり予算を作っていくうえで公開制を持ったこととして注目されている話だと思うのですが、ですからそういう公開制をいろんな意味で、所内の政策形成過程についても公開するという自治体もあるということなんですよ。それは極端な例を言えば事業仕分けという話になってくるんですけども。

議論の経過というのを市民にも議会にもよりわかりやすく公開をされるということが、政策そのものが公平であったり、必然性があつたりということの理解が行き届くと。

そこに議会としての新しい提案であったり、執行部の出してくる政策の、あるいは予算に対して深く関わることができると。議会真意だけではなくて、政策形成の中で関わるこ

とだと。こういうようなこともあるのではないかということなんです。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 事務局にちょっとお聞きしたいんですが、蛭子委員のほうは、所内、各課なり、どういうレベルでおっしゃっていたのか分からないのですが、会議の議事録の公開とか、そんなのを入手できたらもっと審議もはかどるというような見解だったかと思うんですが、私はどうも市役所の職制とか見ていてね、例えば私、産建ですがね、農業振興部でね、基幹会議みたいなそういう正式な会議みたいなものがあるのかどうか。私、ないのではないかと。

例えば、部長会とかありますよね、あれは一応公的な。ところが内閣のいわゆる閣議とかの内容を聞いていましたら、ただ審議そんなんじゃなしに、ただサインするだけの会議とかね、形骸化した会が多いような感じがする。

私、学校の教員でしたから、学校は職員会議というのがあるんです。あれは全職員、校長を筆頭に全職員で月1回なり、1週間に1回なり、時間をかけて審議するんですが、あれは会議録はノートはとっていますわ。けどもそれは、最近は状況は分かりません。職員会議の会議録を公開しろとか、そんなん学校もちょっと弱るんじゃないかなというような印象があるのと、市役所の場合もそういう部長、課長、次長あたりが各部の三役がしててね、そういう議事録に残して、それを公文書としての扱いをして、それを公開するとかというのはちょっとそのへんはどうかなど。

今の流れはどうなっているんですか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 会議の名称としては、執行部のほうのそういった部分では庁議というのがあるかと思います。庁議は、今は中身としては部次長会になっているのではないかと思ったりもします。

それと政策調整会議というのがあるかと思います。これは政策関連する縦だけでなしに、横の連携。各部。関係する部あるかと思うので、それらの政策調整会議。そういうのが開催。

会議の名称として、例規に出ている会議の名称としてそんなのがあるかと思います。

その他、当然、各部でいろんなそれぞれの出先やそんなのがあって、連絡調整会議とかそんなのがあったり、当然打ち合わせ的な会議もあったり、いろいろするかと思います。

主には先ほど言いました、庁議と政策調整会議です。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その政策調整会議というのは、各課横断的などという会議はいわゆる基幹会議の一つとして、名称が出ているというぐらいやからね。
もちろん会議録なんかもちょうと作られているんですか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） あるとしても要点筆記程度かというふうに思ったりもします。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 皆さんもご存じのように国は議員内閣制。地方自治は首長制で、二元代表制をとっておると。我々には執行権がないと。

私思うのに、今の委員会活動で十二分に活動しておると。まさにこれは内政干渉であってね、そんなことができるはずもないしね、そんなことを言っていたら笑われますよ。権限が違うのですから。

そんなことで積極的に政策提言というのはやっていくべきだと思うんですがね、やはりそういうことをわきまえたなかでいかにと、権限が全然違いますのでね、事業仕分けといったって、我々そんなことできる権限もないし、執行権もありませんのでね。

そんなんで、今の状況で十二分に委員会の意見というのは尊重していただくというかたちで執行部にその一つの政策を決めてですね、これはなんとかやってほしいというかたち以外で、それ以上突っ込んだことは、なかなかできないのではないかと私はそう思います。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 この政策形成の関与なんですが、執行部側に向き過ぎなくてもいいんじゃないかという感覚もあるんですよ。

もっと住民側に降りて、議会の味方も敵もないのですが、この間、洲本で江藤先生ですか、言っていた一番印象に残ったことは「議会は民主的な決断ができる。市長は1人だからそういうことができない」と。いうことが印象に残っていて、議会として何をやれば住民のためになるのかと、いうことを考えたときに住民側に降りて、市民参加のほうになるかも分からないのですが、委員会運営として住民目線じゃないですが、各地区、今議員20人になって、もう小学校区、今回でも市民交流センターとかいう案が出てきて21箇所

ですわね。すでに議員20人ということは21箇所回れないと。みな地元がないという話になってきている中で、いろんな意見をくみ取っていくのが議会なのかなと。市長はそこまで時間がないし。行政の職員を使えばできるんでしょうけども、議会はやっぱりそっちに主を置かなくてはなくてはならないという思いもありますし、その集団の20人の力をもって、対市長という動きをするべきなのかなと。

議員一人ひとりが各部長や各次長と戦うのではなくて、議会全体として市長と対等にやるというのを前提にやっていくしか手法がないのかなということも思いますし、今、事業仕分け出ましたけども、いろいろ調べていますと、各議会が会派とか政党とか任意で、会派として答は出しているみたいですけども、具体的に言えば、京都府の民主党議員団ですか、事業仕分けを独自にやって、市長に提案すると。そういう手法でやられているところもありますので、議会として大上段から執行部に提案すると。そういうふうなのであれば僕はどんどん進めていったらいいのかなという思いがありますので、そういう議論もできないのかなと、ふと思ったんですが、そんな感覚を持っています。

○原口育大委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 政策形成ということでピンとくるのは事務事業評価、事業評価だと思うんですよ。広報委員会のほうで、小松島市に行ったときにはまさにそれをやっているんですよ。県内初で事務事業評価やりましたと。議会としてですよ。

その結果評価したものを市長に提出していると。次回の予算のときにそれが反映されたかどうか確認するという、このサイクルを回しているという話がありました。

私はやっぱり、まず1つは緊急性とか必要性とか、効果とかいろんな観点からチェックして、その結果これはどうだという話を提出している。これが政策に関係する1つだと思うんです。

2つ目は、これも小松島市でやっているんですが、議会報告会をやっているんですよ。各所で。定期的にやっているんです。

そこで市民の意見を聞いて、そこはいわゆる陳情的な意見かどうか分からないですが、それなりのことを、我々の議員というのは、市民の代表ですからね、そういう立場でそういう情報を集めて、それを執行部のほうに提出すると。どんなかたちでまとまるのか、要望がばらばらで出てくるか分からないのですが。

その2つ、議会報告会やって、いろいろ意見をまとめながら執行部に提出すると。もう1つは決算が出たときにその事業を評価すると。それを執行部に提出して、評価結果を提出して、次の予算へどうなるかという。

この2つの動きが形成能力であるし、蛭子委員の言われる議員の提案の能力という、なかなか個人の能力だけじゃ済まない部分があると思うんですよ。いくら勉強したとして

も。

そんな話がこの部分のメインの部分かなと私は思ったんですけどね。

○原口育大委員長 私も柏木委員の意見を聞いて、そういうふうに思います。

先ほど政策提言、阿部委員が言われた政策提言ということであって、執行部が予算を積み上げていったり、庁内で会議をやったりというのは、もちろんそういう作業は日常的にあるんでしょうけど、それに対してどうのこうのという話では私はないんじゃないかと。議会内閣制という話になったら別なんですけど、議会は今、付託案件を審査する、あるいは所管事務調査をするということで、執行部の動きをチェックするということが大きな3点ぐらいの責務だと思いますので、そういう意味では政策形成過程への積極関与というのは、今、事務事業評価をするなり、所管事務調査をしっかりとやって、政策提言としてまとめて、出していくということが、それを住民報告会を開くとか、そういうところにつなげるということが趣旨かなあと。

1つは庁内の会議とか、諮問委員会が非公開になっていたとして、そこらへんのどこまで情報をもらえるのかという部分もあるのですが、私は議会としてできることは、議会としての調査活動であったり、専門的知見を入れて100条の2やったかな、なんかを活用するなり、しながら議会で積極的な提言をしていくということが、ここに書いてあることの趣旨なのかなあというふうに思ったんですけど、いかがでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 趣旨というのはこの中で議論の中で決まってくることだと思いますので、自由な討論ということで発言したいのですが、例えば事業評価監視委員会というのが財政課の中に置かれているんですよ。事業評価監視委員会。

その事業評価レポートというのが出てくるわけですが、どういう議論の積み重ねであったのかということについて、これは庁内の会議だと。これは情報公開の対象になっていないように思うのですが、どんな議論がされていったのか、そういうことをその議会として知っておくということは議会としてのチェック機能を上げていくうえで、あるは我々としての政策提言能力を高めていくうえでマイナスになる話ではないと思うんです。むしろプラスになるように思うんです。

だから仕分けという縦分けですかね、その内容にもよると思うんですよ。個人のプライバシーまで踏み込んでいくことは、それはいけない話であるかもわかりませんが、事業評価というのは客観性、公平性、その政策の効果、こういったものを議論する場であると思いますので、どんな資料があり、どんな議論がされたのかということについて知ることができれば、大変な力になるのではないかと考えています。

○原口育大委員長 委員会の調査権限とか、その辺のこともやっぱり整理してみる必要があるのかなあというふうに今、聞いていて感じたんです。

そこら辺のこともなかなかここで議論していても結論は出ないかと思imasので、ある意味、今日、作業分担というのを4番目に挙げているのですが、もうちょっと今回も増えましたので、深く掘り下げるためには、ある程度大きく分けた中で、もうちょっと資料等を自分たちでも探すし、事務局でもお願いするというので、議論を深める必要もあるのかなあと思ったりもしています。

それは置いときまして、今出た中で、その情報公開どうのこうのという話があるんですが、その辺は例えば諮問委員会がもう非公開でやるんだというふうなことで今までもかなりきているのですが、そこらへんというのは、情報公開とのバランスで言えばどういふもんなんですかね。

私ら委員の自由な発言を保証するために非公開やと言われてしまったら、それはそれでいいのかと思って、今まで納得しているのですが、それをこじ開けるといふような議論を議会でやって、それは意味があるのでしょうか。こんなことを聞いたらおかしいですかね。

私自身は情報公開条例に基づいて出るものは出してもらったらいいと思うんですが、でないものはある程度でないものと思っています。

谷口委員。

○谷口博文委員 いろいろ審議によっては公開、非公開というのは当然あってしかるべきなんです。

どういうことかと言いましたら、市民に対して耳の痛いことを積極的にどんどんどんどん提案していかなくてはいけないような審議もあるのよ、実際。

理想論ばかり言っているような審議会だったらいいですが、市民にある程度の負担なり、痛みを感じてもらおうようなときに公開されていたら、どうしても委員の自由な討論というのが制約されて、市民受けするよなきれい事ばかりを言うような風潮に今の議員なり、審議会の諮問委員が、そのような立場に追いやられるケースがあるわけですね。

すべてがすべて公開というのね、よし悪しでね、市民にとって耳の痛いようなことを積極的に提言しないといけないこともあるわけよ。いろんな状況下においてね。それを公開したら自由な討論とはいへ、市民のそのようなことを意識して、ただ理想論ばかりいうわけやね。市民受けするというか。

本来の審議に対して理想ばかり展開するのはすばらしいことやけど、そういう理想だけでは、現実今の状況において、語れない状況があるので、あるときは公開、非公開というのは当然あってしかるべきと私はそういうふうな認識で今まででも消防の組織におったときでも、情報提供するときはどんどんどんどん積極的に。ただ非公開というか、秘密会議とは言わないけども、そういうふうな会議も、例えばですよ、職員の処分をしないといけ

ないというときに公開していたら、あいつは懲戒処分のこれにせいという上司を公開していたら、なかなか「あれがこう言った」といって、やはり秘密的な非公開の審議会等も必要ではないかという思いはあります。

○原口育大委員長 いずれにしても、この委員会での自由討議と意見表明であったり、所管事務調査としていますが、これも開会中と閉会中もあったりします。

そういう部分で政策提言ができるような運営をするためには、どういうルールづくりを議会改革の中で行えばいいのかということで意見を集約したいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 公開の仕方も要旨の公開があったり、あるいは誰が発言したかを特定できない、個人の識別ができないような公開の仕方もあると思うんです。

それはルールづくりのなかの話であって、議論の形成過程というのは大事。どんな資料がどういうふうに吟味をされたのか。こういうことは分かることは大事ではないかと思うんです。

個人のプライバシーに関わったり、個人を特定することによって、不利益が生じるようなことについては配慮する必要がある。

しかしそれは公開の手法の問題ではないのかというふうに思います。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 議会改革特別委員会ってこれは執行部の内政に関わることも議会改革かも分かりませんが。委員長ね、はっきり区別しないと、やはり議会を改革する。執行権にね、今やっていることがほんまに議論を呼んでいるけども、そんなことはできるかできないか、私らのこれまでの経験では絵に描いた餅もいいところであって、当然できないと思っています。

その辺委員長ね、一線引いていかないと、いつまでやってもなんの結論も出ないと思うんです。執行権にそういうふうなことは置いといてですね、今の議会をこれから若い皆さんが、これからどのようにしてくのかということを検討してほしいなど。

執行権どうこう言うんだったら、自分が市長をやれば好きなようにできるので、出田委員も「20人寄ったら」。そんなことは「執行部をどうバラバラにしてやるか」と思ってやっているのが仕事やから、現実そうなんです、20人がまとまったりも絶対にできないから、議員がそれぞれ個人で議員活動をしながら1つでも住民の期待に応えられるように努力するというのが議員としての1つの職責ではないかと。

ですから議会をなんかもっと良い方向に行くというような議論を交わして欲しいと思います。

執行権に及ぶようなことは、私は言わないほうが良いと思うのですが。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 例えばね、手法として、学校の適正規模を今やっていますよね。それに委員さんが選ばれたと。その前に議会がその委員さんになりそうな人、例えばの話ですよ、そう人達と先に意見交換しておく。

それが議会の今、先にやっていくことと違うかなと。今執行部の中に取り込まれている住民代表の人を引っ張るのではなくて、議会は議会でいろんな意見を集約、聞き取り調査をできるんですから、議会としていろんな今審議会、執行部にありますが、そういうのに近い議論をできるような場を作っていくというのを、これは理想論か分からないのですが、そういうのを先に目指すべきではないかと思います。

○原口育大委員長 個人的に大変いい意見だと思います。

これ議会事務局に用意してもらった資料なんですけど、所管事務調査のやり方のなかで、先ほど121条を出しましたが、今うちの議会でやっている所管事務調査、特に閉会中の所管事務調査については、通告してある議題について、執行部ずらっと並べておいて、どんなことでもいいから自由にとやっています。

これも1つの方法だと思うのですが、提案したいのは例えば付託案件の審査があると、そしたらその予想される事前にそれに関する所管であれば事務調査を事前に行うと。委員会として重点的に行うというふうな手法での委員会運営をされているところもあると聞きますし、私はやっぱり、今の委員会運営で所管事務調査7つも8つもずらっと並べておいて、自由にやるというよりは、ある程度、ここに質問事項の通告とかも書きましたけども、例えば今回のテーマは今度、付託案件審査に出てきそうな、予測できるようなことでしたら、そういうことに関して、委員会として参考人なり、そういう今言われたようなそれに該当しそうな方をお呼びして意見を聞くとか、もちろんそれに関連した執行部に出席願って、それを重点的に審査するとか、いうふうなことが政策形成過程の関与ということにも繋がるのかなあという気がしました。

もらった資料では、所管事務調査の後で、付託議案を審査するならば、所管事務調査の成果を審査に生かすことができますというふうなことが書いてある資料をもらっていて、私はこれも1つの方法ではないかなと。委員会としてそういう今、予測される重要な案件について、絞り込んでやるという方法も今からの委員会運営の中では必要でないかというふうに特に思っています。

毎月定例的にやる委員会で課長以上がずらっとここに並んでしまって、半日かけて一言も発言しない課長がたくさんいるというよりは、ある程度議案を絞った中で、それに関係する人には出席いただくとかいうことをルール化して、密度の濃いといいますか、議論を深められるような委員会運営を検討するのが、私は今回の議会改革の中での1つの検討課題かなというふうに個人的に思っているわけです。

そこらへんも合わせて、かなり大きな変革ですので、一朝一夕にはいかないと思うんです。そういうことについては、ワーキンググループもまた後でお願いしたいなと思っっているんですが、そういう部分も検討いただきたいなと思っております。

柏木委員。

○柏木 剛委員 いわゆる議決、その話はね、議決の前の話だという気がするんですがね。するかしないかの話。今委員長が言われた話は。

あくまで政策形成という話はある程度、予算なり、執行部が作ってくる予算なり、政策なり、そこに関与するという話かと思うんですよ。だから予算立案の前に何か関与できないかだろうかと私はこの問題はね。議員として。そういうのでないんですか。

○原口育大委員長 だから提出されたやつにやるということは予算書が出てきて、それが議案として出てくるわけですね。

それについてやるんだったら遅いと。やっぱりそれ以前に例えば火葬場というのであれば、それを十分議論しておいて、その予算がもしかしたら上がってきたときは、自分らの委員会でやった所管事務調査のことを生かして審査にあたるというような手順かなど。予算のどうのこうのということになってくると、さっき出てきた議員内閣制みたいな話でないと、議員と執行部が一体になって執行権を持つてしまうような話になるのではないかと思ったりもするんですが。

谷口委員。

○谷口博文委員 私も議員になって半年ほどになるのですが、私自身はああいう委員会で行政からの委員会の進め方について、こんなんできていたのかなという思いがある1点は、行政からの情報提供があまりにも少ないと。

副市長かその辺が挨拶して、審議というか、薄っぺらい紙に書いたやつに対して言うと。私もどういいう情報がほしいかという、総務であれば総務の今の組織として、行政でどういいうようなことをやっているとか、各担当課長というか、各部で今、市が政策なり、なんなりしている情報提供がまったくされていないような状況でおかしいなあ、あれやなあ、というのが率直な意見なんです。

それは慣例で今までこうきていたのか。本当に私も組織でいろんな様々、ここは今こ

んなことをしている、こんなことをしている、というような情報提供をしてもらうことによって、議員もある程度そのような共通認識を持って、諸問題等々に対して積極的に正確に関与していくこともできるだろうし、その辺の情報提供は、行政からの提供があまりにも少ないなど。率直な疑問があるんですが、これが果たしていいかどうかは別として、若干きて、あまりにも行政からの情報提供が少ないという思いがあるのですが。課長から、うちの課ではこのような取組をしている。この課ではこんなことをやっていますというようなことを、どんどんどんどん言ってもらうようになった方が、私はいろんな市民目線であっても、政策に反映していくようなあれもあると思う。

例えば農地だったら、今年は湊で圃場整備をしているとか、下水だったら今ここでしているとか、そういう情報を毎回委員会の時にどんどんどんどん来ている人にそういう情報を提供していただいてもいいのではないか。

それは個人的な意見なので、聞き流しておいてもらってもかまん。今まで慣例で来ているからそれでいくということであれば、それでいくし。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 テーマを絞ってやるという話だと思うのですが、それもそれは大事なことやと。それに応じて参考人であったり、関係有識者であったり、そういうことは当然やればいいと。

ただ、その時々谷口委員ではないのですが、逆に問題意識を持って調べたりして、どうしてもこれやりたい、やっとなかないといけないという思いの委員会もあると思うんですね。それも大事にしないといけないと。

だから審議の幅を広げるということと、制限しないということと、テーマを決めて深めるということ、両者同時にやっていく必要があるのではないかというふうに思います。

○原口育大委員長 管内の事務調査とかをやることもたまにあると思うのですが、私は例えばテーマがあったときに、そこへ見に行こうかと。行ってきて帰ってきて議論するとごっつい深まったという経験をしています。そういうことも深めるという意味では必要かなと。

それは今言った、参考人なり専門家を呼んで意見を聞くとか、それに絞り込んで執行部にも来てもらって意見を聞くということにも繋がることだと思っています。

もちろん所管の範囲内の話ですが、例えば今、蛭子委員が心配されたことについては、事前にある程度質問を通告しておく必要があるんじゃないかなと。

私、委員会をやっていて最後、所管内のその他、所管外のその他までやっているんですが、所管外のその他というのは本来おかしいのかなということを思っています。

そこらへんもまた議論いただきたいのですが、やはり例えば委員長の中で、委員長のほうから、今回招集するテーマはこれですよというのを仮に出してですね、それ以外のことがあるのであれば、事前に委員のほうから通告しておいて、その分は加えるとかいうことにでもしないと、いつも「1から7、1から8までの項目、所管全般について」という議題だけで委員会を開催しているという現状が多いのですが、それは深めるのが足りないのではないかという気がしています。これは個人的な意見ですが、そういうふうに思っています。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 委員会に臨むにあたっては、それぞれの議員の問題意識であるわけですよ。それに応じてある程度事前に数字を調べたり、関係法令を調べたり、住民の状況を調べたりというのは当然やると思うんですよ。何も無しに思いつきの質問というのはそう多くないと思うんですよ。

ですからそういうやりとりの中である程度、執行部の中にこういうことを聞かれるのではないとか、こういうことを聞きたいからまた用意しておいてくれとか、そういう議員と担当とのやりとりというのは当然あるわけですね。

これしかやってはいけないみたいな、ここですよみたいな制限というのはよろしくないのではないかなと。だから数字の問題などは調べておいて、聞く必要がなければここで終わってしまうので、本当に大事なものは、デマンドバスであればデマンドバスということで、視察に行って学んで深めたことを再度委員会として議論してみたり、そこらを審議してみたりというようなことはもっとやるべきだろうなと。

月1回というふうになるわけですが、そうじゃなくて必要に応じてもっと回数を増やしてやれば良いという思いをしているわけなんです。

とにかく審議する時間を増やすというのか、テーマもある程度事前の調査もそれぞれ議員が頑張ってやって、その内容を深めると。実りのある議論をすると。

こういうスタンスというのは当然、いうまでもない話なので、あえて言う必要があるのかなと思うのですが、とにかく議論の制限をしていくというのはあまり賛成できない話だというふうに思います。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私もずっと議論だんだんだんだん広がっている、非常に大事な意見を皆さん方出されたと思うのですが、私自身、事前に予習というか、会議の前ね。

政策形成での積極的関与と、これはどういうことかと素朴に私も思ったんですが。形成過程への積極的関与であってね、いわゆる今の予算の委員会に、だいたい政策が決定され

て予算化がされて、それを委員会審議して、言葉が悪いけど、だいたい賛成で追認というパターンが多いんよな。

そうじゃなしにということは、スタートはここやなど。

私ぽっと思ったのは、このたび4月から出ている国会の「高校の授業料無償化」。あれ聞いていたら、兵庫県から出ている議員がそうとう頑張っただらしいわ。野党の時代からやって、参議院でひっくり返って、それからやって、言っていたけども、「まさかこんなに早い時期に実現できると思わなかった」と言っていたけどもね。

要するに委員会で文教関係のね、ガンガンガンガン審議して、本来は議員提案ですけども、内閣提案にしてもらったと言っていました。そういうかたちにいけるような一つは委員会の力をつけていかなければいけないかなというように、私自身の理想論なんですけど、一つそういうことを思いました。

やっぱり積極的関与といってもさっきの専門的知見の活用とか、要するに先ほど柏木委員言われていたように、事業評価のあれとかも大事なことや。けどもあれも間接的な提言になるわけよね。

この私も積極的関与をしていくというのは、議会のこれからの道筋というのは、後の自由討議とも関わってくることで、蛭子委員おっしゃっていた、時間をかけて特定のテーマ、近い将来、委員会なら委員会、文教委員会なら文教委員会として、こういうことにテーマが何点かあってやね、それに基づいて審議をしていくというようなことも言っているのかなと。

その辺だったら、中身の濃い形に場合によってはそういうことも力を入れて行かなくてはならないのかなというふうに思いました。

○原口育大委員長　委員会として例えば議員が何人かいて、発委をして、議員発議するなり、委員会発委するなりという方法ももちろんあるけども、今執行部提案、議会のほうで提案する議案とかそういうものがほとんどなされていないというところからいけば、委員会なり議員のほうで政策形成過程への積極的関与というのは、自分らである程度条例案を作って、提案できるとかいうところまで議論が深まるのがいいのかなと。

例えば改革委員会であれば、議論したことについて、条例化して出していくというのと同じことが常任委員会等でも、もしできるようなことがあればいいし、その間接的関与というか、いろいろ議論したことを執行部が参考にして取り入れてくれるということも提言と。先ほど政策提言と阿部委員言われたことに繋がるのかなとったりするので、そういうかたちに近づけられるような、委員会運営に持って行くべきではないかなというふうなことを思って今、議論をされておると思います。

出田委員。

○出田裕重委員　　きれいな事かどうか分かりませんが、今、テーマを絞ってということが入りましたよね。テーマを絞ったらね、5, 6, 7は後から付いてくると思いますわ。そういう気がします。「気がします」という発言は議会でどうかと思いますが、この政策形成過程も後で振り返ってみたら、あれだけやったからなんか影響力があったかなど。執行部が警戒していたなというのが、結果であって、テーマを絞って議会在バーッとやっていったら執行部も警戒するし、「次どんな質問をされるのですか」と、向こうから気が気でないような感じにもなりそうな経験もこれまでにしていますし、自由討議もそうですよね、テーマを1本絞ったら議員同士で喧嘩するほどやり合いして、それも結果的に出てくるものやと思うので、なんかそんな、また無責任な発言ですが、気がします。

○原口育大委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　出田委員が言われたように、犬の遠吠えみたいやけども、言っていることは、誰が言っているということは、執行部は無視していないように思うんです。どこかで提言というのが活着ていることが多いですよ。

ただそういう積極的に、今の議員内閣制の与党体制の中でみたいな形でというのは無理だけど、やはりすでにそういう政策集団で過半数以上を持って、そういうことをしている。提案してやね、執行部にプレッシャーをかけていくというのは可能やと思います。それは執行部も無視できないし。常にというのは難しいということ。

言っていることは必ずどなたの議員の言っていることでも、100点まではいかないけれども、どこかで活着ている。そういうことは我々もずいぶん、言っていることは多少聞いてくれているなということ、これは体験でよく分かりますわね。

ですからその辺がね、難しいところやけど、積極的にですから、そういう政策に突っ込んでいくということは、これは委員会としてぜひ必要だと思います。できる、できないは別にしてね。

○原口育大委員長　　かなり委員会での議論のあり方について、意見が出たように思います。

なかなかここで結論が出せるような話でないと思いますので、休憩させていただいた後で、4番に調査の作業分担についてというのを挙げています。

これについて、ちょっと議論をいただきたいなと思いますので、55分まで休憩をさせていただきます。

(休憩 午後 3時45分)

(再開 午後 3時55分)

○原口育大委員長 再開します。

休憩前に一応、本日の重点項目について議論いただいたんですが、なかなか結論が出るようなすぐにそれぞれについて結論が出せるような話ではないと思います。

提案ですが、調査の作業分担というのをお願いしようかなと思って、提案したいと思います。どういうことかといいますと、現在この委員会を開くにあたって、体系表のなかで、上から順番に委員会の招集通知のときに、今回はこれとこれとこれについて重点的にやりたいですという案内を出すようにさせてもらっています。それに対して事前に1、2回委員長、副委員長で事務局と打ち合わせをして資料の調整なんかをしておるんですが、どうしても2人だけでやっても深まった議論になりにくいですし、事務局に資料の調整ばかりをお願いしていると、ある意味事務局主導での運営になってしまうということもあるかと思えます。

せっきくの特別委員会ですので、委員それぞれがやっぱり自分の思いをどんどん出してもらえるような運営にしたいと思ひまして、それぞれ現状ですと、重点項目についてそれぞれが資料を準備していただいて持ち寄るといふのもいいとは思ひのですが、できればワーキンググループで2つぐらいに、メンバーが増えましたのでさせていただいて、この体系を例えば1番の議会運営、2番の市民参加ぐらいの2つに一応項目として分けさせていただいて、それぞれに今9名なので4名ずつぐらいのワーキンググループに入らせていただいて、該当することを協議するときはその資料の準備。

それで委員会を開いてワーキンググループ主体で提案とかをしていただきながらやって、そのまとめもまたワーキンググループでやっていただいて、そういうサイクルを作っていけたらどうかなあというふうにも個人的に思っております。

委員長としては4人、4人作っていただいたら、両方に顔出しをさせていただきたいと思ひのですが、委員長以外の8人の中で、4・4ぐらいでそういう運営をしてはどうかと思ひのですが、その辺についてご協議願ひたいと思ひます。

出田委員。

○出田裕重委員 おさらいという意味ですが、もう一度お願いします。

○原口育大委員長 一通りつぶしてはいつているんですが、体系表の前に、工程表というのも作っていつまして、それは各定例会の前には、その定例会に報告をするこを確認をして、今回でしたら今日の委員会なり、次の委員会で確認したこについて、合意ができたこについて、全協なりに報告をして、承認がもらえれば議会運営委員会なりで必要な条例改正であったり、規則であったりを作ってもらふというこで、項目を1つずつ固め

ていきたいというふうには思っています。

ただ大きな意味で委員会運営といったときには、いろんなことが複雑にあるわけですから、そこらへんをワーキンググループでないとなかなかまとめられないのかなあと。

例えば市民との連携の中で、出前講座、懇談会、報告会の実施については、前期の委員会で実施すると決まっているんですが、実際にどういうかたちでやるかということになったら、やはりワーキンググループ中心にそういうことを検討いただいて、全体の委員会で諮って前に寄せていくというようなことがあるのかなあとというふうに考えています。

阿部委員。

○阿部計一委員　これは私の個人的な意見なんですが、全員協議会で膨らんで、そういうものは1つの議会改革かわかりませんが、やはり原口委員長ということで、今回は3名が参加していただいたということで、9名ということで充実した意見交換もできると思うんでね。

そやからそれを4人ずつか、委員長が入ってというワーキングでということもいいことかもわかりませんが、私はやはり今日はいろいろなこともあって、ちょっとあまり審議が前に進まなかったけども、一つ一つ原口委員長のもとでそういう分けずに、分けても委員長は1人なんやけども、こういうかたちのなかで十分議論を絞って1つずつつぶしていくというのが正解でないかと私は思います。

○原口育大委員長　養父市を見に行ったときに基本条例を作るという段階では条例案のどこからどこまでを誰が担当みたいな決め方をしてやられたというのがありました。

まだうちはそこまでもいってないので、今阿部委員言われたような全体の中で議論していくことになると思うのですが、資料の準備とかですね、ある程度、今のかたちだと個々には問題意識をもってやってくれると思うのですが、その準備する資料とかいう部分を僕と副委員長だけで作っていたら偏るのではないのかという思いがありまして、もちろん項目一つ一つつぶしていくわけですが、それに関する資料集めなり、提案とかをワーキンググループで。こうやって公開でやる委員会というのは、もちろん全員でやるわけですが、準備段階でワーキンググループというのを分担させてもらった方が、いいんじゃないかなというふうな思いで今説明させてもらっています。

森上委員。

○森上祐治委員　今の委員長、それから阿部委員の意見に双方に私賛成です。

やっぱり先ほど委員長がおっしゃった我々が視察した養父市議会、あそこで基本条例を作るときに作業部会というのを作っていました。それは必要。全部、全体でしていたら時間がかかると。

ただ基本的な今、一つ一つどういう議会として我々進んでいけるのかという基本的なことは、まず全体の場でね。9人いたら4人でというのはなかなか意見が広がりにくい。9人ぐらいでやるのが私はいいいんじゃないかと思えますし、ただ今委員長がおっしゃっていた資料の準備とかね、私は今日はこのAという案件について審議するんだったら、ワーキンググループのほうから資料を一応用意して、問題提起の提案ぐらいは、資料提案ぐらいはワーキンググループがして、それをたたき台にして議論を進めるというようなかたちがいいのではないかと。

全体でこのぐらいの人数でしたら、全体で議論するのもそんなに時間が問題にならないと思えますし、中身の掘り下げ方としてもいいことやと思えますね。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、森上委員おっしゃったように項目に応じてある程度問題意識を整理したり資料提案して、議論に投げかけるというワーキンググループの活動だろうと思うんですよね。

それは作業を進めていく上で能率の上がるやり方のように思います。

○原口育大委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 同じ考え方なんですけど、私今日始めてなんで、次回の委員会の検討項目等の資料とか作成するのになかなか2人では偏るという発言だったんですが、次回の重点検討項目について、この会で委員さんに提案してもらって、それによって、次回の検討項目、今回提案していただいた検討項目を検討するというようなシステムでやれば別に作業部会4人ずつに分けなくてもやっていけるのではないかなと。

多いほど活発な意見がでるのではないかと思うのですが。

○原口育大委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 先ほどから意見が出ているとおりなんで、例えばもし今度、参考人制度、公聴会の積極的な活用ということを討議しようということになると、じゃあ実際にどこそこの議会はこういう参考人制度をやっていますよと、そういう事例を何個か挙げてきて、それで皆さん方に提案すると。

「このやり方はいいなあ」「このやり方ちょっとおかしいなあ」「うちでできるんだったらこのやり方違うか」。こういうようなかたちの資料を提供するというだけで、4人だけで「うちの議会としてはこういう方向でいこうやないか」というのじゃなしに、そ

ういうかたちでまず資料を提供させていただくと。

あと皆さん方でいっぱい意見を出していただいて「この間の改革委員会ではこういう内容でまとまりましたね」と。「まだでもこういう内容でしたよね」ということで、最初資料作った人達がやると。

それで次の時に「こういう内容でした」ということを報告するみたいな。そういうかたちでやらせていただけたらなあと思っているんです。

内容は全員で一生懸命詰めていただかないと、4人だけでは絶対ならないので、資料づくりということを主眼においてやらせていただければという思いです。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私もこの会が5回目で、新たに3人の方々に入っていただいて、心強く思うような次第やし、全員で。項目を広げるといふか、ここの体系表を一つずついって、資料を作るのが2人であれやからという話なんでしょうけど、これはそれぞれみな大変、お気の毒やけども、事務局と協力してよ、できるだけ。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ほんとうに委員長、副委員長よく勉強されて、資料提供からほんとうに恐れ入ります。できないことやと思います。

大変だと思うんですがね、それは十分できることはまたさせていただき、4つで分かなくてもね、意見がなかなか難しいと思うし、次にいかなくても、委員長なんとか早いこと結論を出さないからって、次に行かなくても良いしやね、もってもらって1つずつ塗りつぶしていくということで、ひとつお願いしたいと。我々の頭ではなかなかそこまでは。

○原口育大委員長 今日第5回ですが、今日の最後に次回こういうことやろうと煮詰めていただいて、それについて開催通知、それも早く出したいのですが、その準備期間の間に各自もそれぞれのことを出していただいて、それをできれば事前に2、3日前には事務局に届いているというふうな運営にしていければいいのかなと思ったりもするんですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから基本は委員長、副委員長、事務局やけど、こんな資料もあるで、あんなのも議論したらどうでということを考える手助けといふかね、それぐらいのワーキンググループという分け方やと思いますので、協力する体制をとったらいいのではないかと。全部じゃなくて分けておいたら肩の荷が軽いといふか、そういう2つ分けしておこう

かという提案だと思うので、それはいいことだと思います。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 こんなこと言ったら笑われるんですが、古い体質というかね、我々も昭和58年から議会へ出てきていると古い体質のまま育っているから、なかなか本当に議論が噛み合わないことがあるけど、意地を張っていたら前に進まないし、皆さん議会を背負っていくんですから、そういう中で。

そういうことで、本当に体質というのは変わらないねん。委員長任せというところできているからね。

○原口育大委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私は委員長の今のお話に賛成です。テーマさえ決まれば、それなりに自分なりのデータを見つけて、2、3日前に委員長なり事務局のほうへ出すという、その集まりが、わざわざ集まってなんかしないとけないという話でもないような気もするので。そういう意味ではみんな参加しているんですよ。資料集めからね。

その方向でテーマさえ決まれば、範囲が広ければなかなか考えようがないのでね。

○原口育大委員長 今、きちっと分けるのは難しいかも分からないので、そしたら次回の検討項目を出させてもらって、今、分けてとってくれている人は積極的関与をしてくれそうなので、今まで以上に資料を出してもらえるとというふうに期待をしています。

だから市民参加なら市民参加のことについて、リーダーシップをもってやってもらったらありがたいと思ったりしますので、そういうことで、特にメンバーを誰それでというのは決めずに、議会のサイクルとして委員会の終わりには次回の検討項目を絞り込んでおいて、そのための資料等は各自で積極的に事務局へ3日なら3日前に届けていただくというふうなことでよろしいでしょうか。

そしたら次回の項目なんですが、一応これで検討項目1の議会運営については一通り通らせてもらったということに。もちろん結論が出たということではないんですが、一応通ったということ。

次、2番の市民参加の市民との連携の2、3、4よろしいですかね。それを次回の重点的な課題として、もちろん今、まだ何も結論が出ていないということも事実なので、次回、この2の1の2、3、4を重点的にやりますが、議会運営についてもまた、議論できる時間を設けていきたいというふうに思います。

柏木委員。

○柏木 剛委員 2の1の1はいいんですか。

○原口育大委員長 黒字で書いてあるのは前期の検討委員会で決まっています、この前の全協のときに報告をさせていただいておるんです。

もちろん重点的ではないけども、内容とかについて、もちろん意見をいただければと思うのですが、実施しますということについては、前期で決めて、前回の全協でも確認しておるので、それは実施したいというふうに思います。やるという前提で今からやっている中で、この夏か秋にはやりたいと思っています。

そしたら今、言いましたように、次回については2の1の2, 3, 4を重点項目として挙げさせていただいて、いろんなことが関連していますので、全体を討議する時間を設けてやりたいというふうに思います。

特に重点項目に関して資料等準備いただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

そしたら、その他何かありますでしょうか。

事務局の方、何かありますでしょうか。

議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） この会議の最初の方で話がありました、議長交際費のホームページへの掲載の画面のコピーを配布させてもらっておりますので、また見ておいていただきたいと思います。

以上です。

○原口育大委員長 ホームページについては特によろしいですか。

蛇足ですが、今日の冒頭で話題になりました政務調査費については、机上配布されていた市議会旬報の一番新しいものに、事務局が参加して研修を受けてきたそうなんです、その内容をまとめたものが出ていまして、大変わかりやすく書かれています。

僕もこれを読んで納得しましたので、ぜひ一度見ていただきたいと。余分にここにありますので。

阿部委員。

○阿部計一委員 局長、議員の報酬審議会よな、あれは結論いつ出るんですか。

議会改革が終わらない間に出て欲しいと思っているんですが、結果によっては発言したいこともあるし。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 確認はできていません。

○原口育大委員長 そしたらその他、よろしいですか。
最後に副委員長、ご挨拶をお願いします。

○熊田 司副委員長 今日は長時間にわたり、議論ありがとうございました。
新規に3名の方が入っていただきまして、会自体も非常に活発になってきたなという思いがあります。
どうかこの調子でまた次回、その次の機会と、だんだんだんだん内容が煮詰まってくることを期待しながら本日はこれで閉会させていただきます。
今日はどうもありがとうございました。

（閉会 午後 4時20分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年5月18日

議会改革特別委員会

委員長 原 口 育 大